

# 新庁舎規模算定について(比較表)

## 1. 総務省「平成28年度 地方債同意等基準運用要綱」に基づき算出した場合(基本構想(素案)4庁舎の規模等)

緊急防災・減災事業債による対象限度面積

※入居職員数:144人 × 職員一人当たりの面積:35.3㎡ = **5,083.2㎡**

## 2. 総務省「平成22年度 地方債同意等基準運用要綱」に基づき算出した場合(表-2)

この基準は、職員数をもとに事務室や会議室等の面積を求めるものとなっていますが、総務省が示す標準面積には町民交流のための面積や防災機能、福利厚生等のための面積が含まれていないため、個別に積算し加算します

※標準面積:3,934.5㎡ + その他必要なスペース:1,000㎡ = **4,934.5㎡**

## 3. 国土交通省「新営一般庁舎面積算出基準」に基づき算出した場合(表-3)

この基準は、各府省の営繕事務の合理化・効率化のために定められた基準であり、職員数をもとに事務室や会議室等の面積を算出するものです。

また、本基準に含まれない議会機能に要する面積や防災機能、福利厚生等の面積については、個別に積算し加算します。

※標準面積:3,961㎡ + 議会:490㎡ + その他必要なスペース:486㎡ = **4,937.0㎡**

### ■ 新庁舎 想定職員数 (表-2、表-3に示す職員数)

表-1

部署	特別職	管理職	補佐	係長	一般		臨時	嘱託	総数
					事務	技師			
町長・副町長	2								2
教育長	1								1
総務課		1	1	4	6	1	0	3	16
まちづくり推進課		1	1	2	7		2	1	14
財政課		1	1	2	3		1	0	8
税務課		1	1	2	8		4	4	20
町民課		1	2	3	9	3	2	3	23
福祉課		1	2	3	10		3	3	22
農林水産課		1	2	2	5		2	2	14
建設課		1	1	2	2	3	0	0	9
会計課		1	1	1	1		0	1	5
環境水道課		1	1	2	4	1	1	0	10
議会事務局		1	1	0	1		0	0	3
教育総務課		1	2	1	5		0	1	10
社会教育課		1	1	1	3		1	1	8
合計	3	13	17	25	64	8	16	19	165

※教育総務課には、ALT (外国語指導助手) の人数を含む。

※総務課には、常駐である電話交換室の人数を含む。

※会計課には、宮銀窓口業務の人数を含む。

※まちづくり推進課には、観光協会職員の数を含む。

### ■ 総務省「平成22年度 地方債同意等基準運用要綱」による算定方法

表-2

区分	積算				面積 (㎡)
	役職	職員数	換算率	換算職員数	
(ア) 事務室	特別職	3	12	36	1,155.2
	課長	13	2.5	32.5	
	補佐、係長級	42	1.8	75.6	
	一般職員(事務)	64	1	64	
	一般職員(技師)	8	1.7	13.6	
	臨時職員等	35	1	35	
	計	165		256.7	
面積計算	換算職員数256.7×基準面積4.5㎡				
(イ) 倉庫	(ア) 事務室面積:1155.2㎡ × 13%				150.2
(ウ) 会議室等	職員数165人 × 7㎡				1,155.0
(エ) 玄関・廊下等	(ア)～(ウ)の合計面積:上記合計面積 × 40%				984.1
(オ) 議会	議員数 14人 × 35㎡				490.0
標準面積の合計					3,934.5
その他 必要なスペース	災害対策室、備蓄倉庫、書庫(保存文書)、個別相談室				1,000.0
	休憩室、サーバー室、機械室、電気室、自家発電機室				
	町民交流スペース、その他必要なスペース分への通路				
合計					4,934.5

### ■ 国土交通省「新営一般庁舎面積算出基準」による算定方法

表-3

区分	積算				面積 (㎡)
	役職	職員数	換算率	換算職員数	
(ア) 事務室	特別職	3	12	36	1,026.8
	課長	13	2.5	32.5	
	補佐、係長級	42	1.8	75.6	
	一般職員(事務)	64	1	64	
	一般職員(技師)	8	1.7	13.6	
	臨時職員等	35	1	35	
	計	165		256.7	
面積計算	換算職員数256.7×基準面積4.0㎡				
(イ) 倉庫	(ア) 事務室面積:1,026.8㎡ × 13%				133.5
(ウ) 会議室等	全職員数 165人 × 7.0㎡ (会議室、電話交換室、トイレ、洗面所、その他諸室)				1,155.0
(エ) 設備関係	機械室 (冷暖房(一般庁舎)有効面積2,000㎡以上)				436.0
	機械室 (冷暖房(高圧受電)有効面積2,000㎡以上)				78.0
(オ) 玄関・廊下等	(ア)～(エ)の合計面積:上記合計面積 × 40%				1,131.7
標準面積の合計					3,961.0
(カ) 議会	議員数 14人 × 35㎡				490.00
その必要なスペース	災害対策室、備蓄倉庫、書庫(保存文書)、個別相談室				486
	町民交流スペース、その他必要なスペース分への通路				
合計					4,937.0